

境港管理組合建設キャリアアップシステム活用モデル工事（試行）実施要領（鳥取県属地）

1 趣旨

本要領は、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の活用を促進するため、境港管理組合が総合評価競争入札により発注する工事において、受注者がCCUSの活用を誓約した場合に施工能力点数に加点を行う「境港管理組合建設キャリアアップシステム活用モデル工事（試行）」（以下「CCUS活用モデル工事」という。）を実施するため、境港管理組合建設工事総合評価競争入札実施要領（鳥取県属地）で規定するもののほか、必要な事項を定めるものである。

2 用語の定義

本要領において使用する用語の定義は以下のとおりとする。

- (1) C C U S : (一財)建設業振興基金が運営する「建設キャリアアップシステム」をいう。
- (2) 下 請 事 業 者 : 建設業法第2条第5項に規定する下請負人をいう。
- (3) 技 能 者 : 元請事業者及び下請事業者の現場従事者をいい、一人親方を含む。
- (4) 事 業 者 登 録 : CCUSに事業者を登録することをいう。
- (5) 技 能 者 登 録 : CCUSに技能者を登録することをいう。
- (6) カードリーダー : 就業履歴記録のためCCUSに登録した建設労働者のICカードの読取りを行う装置をいう。
- (7) 現 場 利 用 料 : CCUSのシステム利用料のうち技能者の就業履歴回数に応じて発生する料金であり、元請けとして現場を登録する事業者が支払う費用をいう。
- (8) 就 業 履 歴 : CCUSカードのカードリーダーへのタッチ等により工事現場への入場について登録された就業の履歴をいう。

3 活用モデル工事（試行）

(1) 対象工事

境港管理組合が鳥取県属地で発注する以下の工事を対象とする。

- ア 対象工種 : 発注工種が土木一般かつ予定価格が1千万円以上の簡易評価型総合評価競争入札（以下「簡易評価型競争入札」という。）により発注する工事であり、発注者が必要と認めたもの。
- イ 対象外工事 : 受託工事、災害復旧工事

(2) 実施概要

簡易評価型競争入札において受注者がCCUSの活用を誓約した場合に、施工能力点数において加点を行う。

(3) 実施期間

令和5年6月1日以降に調達公告を行う（1）に定める工事を対象とする。

(4) 発注方法

- ア CCUS活用モデル工事であること及び提出書類等について調達公告に明示する。
- イ 発注図書の現場説明書においてCCUS活用モデル工事であり「境港管理組合建設キャリアアップシステム活用モデル工事（試行）実施要領」（以下「実施要領」という。）に基づくこと及び実施要領を掲載したホームページのアドレスを明示する。
- ウ 最新の実施要領は境港管理組合のホームページに公開する。

(5) 簡易評価型競争入札における加点（評価項目の追加）

ア 加点する点数

施工能力点数のうち会社の施工能力に係る評価項目に「CCUS」を設定し、入札参加者が入札時に誓約書を提出し、発注者が3（5）イをすべて満たしていると認めた場合に、入札参加者に0.5点を加点する。

区分	入札 価格 点数	施工能力点数													計
		会社の施工能力				配置技術者の施工能力				受注額	施工体制	地域点	境港 管理 組合 工事 成績	資格 停止 (減点)	
		工事 成績	同種 工事 実績	企業 経営	CCUS	工事 成績	同種 工事 実績	資格	C P D						
簡易評価型A	60	15	5	3	0.5	5	2	2	1	4	4	4	2	0	107.5

イ 加点の条件

入札時に以下のすべての事項を確約する誓約書を提出した場合に加点する。なお、入札参加時に下請契約を行う予定がない場合においても下請事業者に係る誓約は行うこと。

誓約する項目		条件	点数
元請事業者	事業者登録	元請事業者としての事業者登録	すべて誓約した場合に0.5点
	技能者登録	元請負事業者が雇用する技能者の1名以上の登録	
	現場登録	受注した工事に係る管理者ID（現場管理者）の登録	
	カードリーダーの設置	受注した工事の現場内若しくは現場近傍に設置された現場事務所など、技能者が現場入りする際にカードタッチが可能な場所へのカードリーダーの設置	
	就業履歴の蓄積	元請負事業者が雇用する技能者の1回以上の就業履歴の蓄積	
下請事業者	事業者登録	1社以上の下請事業者の事業者登録	すべて誓約した場合に0.5点
	技能者登録	下請事業者が雇用する技能者について下請事業者全体で1名以上の登録	
	就業履歴の蓄積	下請事業者が雇用する技能者について下請事業者全体で1回以上の就業履歴の蓄積	

注1) 既に事業者登録や技能者登録を終えている場合は、事業者登録や技能者登録の条件は満たしているものとする。

注2) 元請負事業者（又は下請事業者）が雇用する技能者とは、所属事業者を元請事業者（又は下請事業者）として登録予定又は登録済の者に限る。

注3) 元請事業者の技能者登録において、技能者を雇用していない場合は元請負事業者の技能者登録は不要とする。

(6) 応札方法

ア 誓約書の提出

CCUSの利用を誓約することにより施工能力点数の加点を求める入札参加者は、3(5)イに規定する「誓約する項目」及び「条件」をすべて記載した誓約書を提出する。なお、誓約書の開札後の追加の提出及び差し替えは認めない。

イ 記載内容等に不備があった場合の取り扱い

発注者は、誓約書及び加点点数に関し以下に記載する不備が認められた場合は加点を認めないこととし、入札結果の摘要欄に「CCUSの加点無効」と記載する。

(ア) 誓約書の提出がない場合

(イ) 誓約書の誓約事項及び条件が満足されていない場合

(7) 誓約の契約上の取り扱い

CCUSの利用の誓約により加点が認められた入札参加者が落札者となった場合は、落札者の誓約事項は契約事項として取扱い、落札者が提出したCCUSの利用に係る誓約書を契約図書に加える。

(8) 施工計画書への明記

3(7)により誓約書を契約図書に加えた場合は、受注者は誓約内容に基づくCCUSの利用について施工計画書に明記する。

(9) 履行状況の確認

誓約事項の履行状況は以下により確認するものとする。ただし、発注者が不履行と判断した場合であっても、契約書に定める工期内であれば、再度書類を提出し履行状況の確認を受けることができる。

ア 提出書類

受注者は以下の資料を工事打合せ簿により監督員に提出し、監督員は提出された資料により履行を確認する。なお、誓約内容の確認に必要な書類の提出は、就業履歴の蓄積を開始した月に関するものについて1回のみとし、それ以外の月に関するものについては提出を求めない。

提出書類		確認事項	提出期限
①	CCUSの帳票印刷機能を利用した就業履歴に係る出力伝票(月別カレンダー)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者ID及び事業者名 ○ 現場ID及び現場名 ○ 所属事業者の事業者ID及び事業者名 ○ 技能者IDと所属事業者名 ○ 技能者の就業履歴 	契約書に定める工期内とする。 (注3) ただし、3(12)に規定する経費の支援を求める場合は、契約書に定める工期末の30日前までとする。
②	カードリーダーの設置が分かる写真	○ カードリーダーの当該現場への設置	
③	誓約事項の履行チェックリスト	○ 誓約事項の履行状況(受発注者がそれぞれ確認しチェックを入れる)	

注3) 下請契約を行っている場合は、元請事業者と下請事業者のそれぞれ又は双方の技能者の就業履歴の蓄積が確認できる書類を提出する。

イ 確認方法

		確認事項	確認内容
元請事業者	①	事業者ID及び事業者名	事業者IDが付与された事業者名が受注者と一致していること
	②	現場ID及び現場名	現場IDが付与された現場名が受注工事と一致していること
	③	技能者IDと所属事業者名	技能者IDを付与された技能者の所属事業者名が元請事業者と一致していること
	④	技能者の就業履歴	元請事業者に登録された技能者の1回以上の就業履歴の蓄積があること
	⑤	カードリーダーの当該現場への設置	現場内若しくは現場近傍に設置された現場事務所など、技能者が現場入りする際にカードタッチが可能な場所へ設置されていること
下請事業者	⑥	事業者ID及び事業者名	所属事業者において事業者IDが付与された事業者が下請事業者と一致していること
	⑦	技能者IDと所属事業者名	技能者IDを付与された技能者の所属事業者名が下請事業者と一致していること
	⑧	技能者の就業履歴	下請事業者に登録された技能者の1回以上の就業履歴が蓄積されていること

ウ 履行状況の確認結果の通知

発注者は、履行状況の確認結果について工事打合せ簿の処理・回答欄に記載し、受注者に回答する。

(10) 誓約事項の未履行に係る報告

受注者が誓約事項の履行を取りやめ3(9)に規定する履行状況の確認を不要とする場合は、工事打合せ簿により発注者に報告する。

(11) 誓約事項が未履行の場合等の取り扱い

受注者が3(10)により誓約事項の履行を取りやめた場合又は発注者が3(9)により誓約事項の不履行を確認した場合は、CCUSの利用を誓約により加点を受け受注した工事の完成検査日の翌日を基準日として、12か月間、受注者が入札参加する全ての総合評価競争入札において施工能力点数について0.5点を減点する。

なお、誓約事項が未履行の場合は本来であれば契約不履行に該当するが、資格停止は経営状況に重大な影響を及ぼす措置であり、モデル工事の目的はCCUSの利用促進を促すこと、かつ、試行であることを踏まえ、境港管理組合建設工事等入札参加資格者資格停止要綱の対象外とする。

(12) 経費の支援

3 (9) に掲げる誓約の履行が確認できた場合は、受注者はCCUSの利用に発生する現場経費について発注者に支援を求めることができる。

ア 対象及び条件

対象	条件
カードリーダー (顔認証型のリーダー等を含む)	<p>ア 対象 当該現場で使用するため新規に購入したカードリーダーについて、1現場当たり1台とする。</p> <p>イ 条件</p> <p>① 契約締結日の1か月前から現場での就業履歴の蓄積開始までの間に新規に購入したものに限り。</p> <p>② カードリーダー以外の機器(パソコン、タブレット等)及び通信費並びに電気使用料等については支援しない。</p> <p>③ CCUSの継続的な利用の観点からリースの場合は支援対象としない。</p> <p>ウ 支援額(上限)</p> <p>① OSがWindowsの場合は1万円(税抜き)</p> <p>② iOSの場合は3万円(税抜き) (顔認証型のリーダー等で入構管理を行う場合も同様)</p>
現場利用料 (カードタッチ費用)	<p>ア 対象及び支援額 当該現場に関する現場利用料としてCCUSの運営主体から請求があった額を対象とする。</p> <p>イ 条件 支援費用の計上は請負対象額の最終変更において行うため、変更手続に要する期間を加味し、工期末の30日前までに請求があったものを対象とする。</p>

イ 請求

受注者は、経費の請求に当たり、支出実績を証明する書類を発注者に提出する。

提出書類	提出期限・頻度
カードリーダーの購入を証する領収書等で1台当たりの支出実績が確認できるものの写し	契約書に定める工期末の30日前まで
当該現場における現場利用料に係るCCUSの運営主体から請求書の写し	

注) 複数台を同時購入した場合は、購入台数及び購入金額が分かる領収書等の写しを提出するものとし、購入金額が複数台の合計値しかない場合は、合計値を購入台数で除した値を1台当たりの購入額と見なす。

ウ 請負契約額への計上

現場経費に係る支援費用は工事請負額の最終変更において設計金額に計上することとし、現場管理費相当分として直接工事費に積み上げ計上し、すべての諸経費の対象外とする。

4 その他

- (1) この要領に定めのない事項については、受発注者の協議により決定する。
- (2) CCUSへの登録及びシステムの利用方法等に係る問合せについては、運営主体である(一財)建設業振興基金が対応しており、発注者は対応を行わない。

附則 この要領は令和5年6月1日以降に調達公告を行うものから適用する。

附則 この改正は、令和6年4月1日以降に調達公告を行うものから適用する。

【参考】

CCUSの利用に係る誓約書

境港管理組合 管理者 ○○ ○○ 様

○○工事の施工において「建設キャリアアップシステム」を活用し、以下の事項を実施することについて誓約します。

記

確約する項目		内容
当社	事業者登録	元請事業者としての事業者登録
	技能者登録	当社が雇用する技能者の1名以上の登録
	現場登録	受注した工事に係る管理者ID（現場管理者）の登録
	カードリーダーの設置	受注した工事の現場内もしくは現場近傍に設置された現場事務所など、技能者が現場入りする際にカードタッチが可能な場所へのカードリーダーの設置
	就業履歴の蓄積	当社が雇用する技能者の1回以上の就業履歴の蓄積
下請契約を行う場合は以下についても誓約します。		
下請負人	事業者登録	1社以上の下請負人の事業者登録
	技能者登録	下請負人が雇用している技能者について下請負人全体で1名以上の登録
	就業履歴の蓄積	下請負人が雇用している技能者について下請負人全体で1回以上の就業履歴の蓄積

令和○年○月○日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

(代理人氏名)

【受・発注者用】

誓約事項の履行チェックリスト

CCUSの利用に係る誓約事項は、以下の全ての履行が確認された場合に限り適切に履行されたものと認める。

確認事項		確認内容	チェック		
			受注者	発注者	
元請事業者	①	事業者ID及び事業者名	事業者IDが付与された事業者名が受注者と一致している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	②	現場ID及び現場名	現場IDが付与された現場名が受注工事と一致している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	③	技能者IDと所属事業者名	技能者IDを付与された技能者の所属事業者名が元請事業者と一致している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	④	技能者の就業履歴	元請事業者に登録された技能者の1回以上の就業履歴が蓄積されている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑤	カードリーダーの当該現場への設置	現場内若しくは現場近傍に設置された現場事務所など、技能者が現場入りする際にカードタッチが可能な場所へ設置されている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
※以下は下請契約がない場合は不要であるが施工体制台帳などにより下請契約の有無を確認すること。					
下請事業者	⑥	事業者ID及び事業者名	所属事業者において事業者IDが付与された事業者が下請事業者と一致している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑦	技能者IDと所属事業者名	技能者IDを付与された技能者の所属事業者名が下請事業者と一致している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑧	技能者の就業履歴	下請事業者に登録された技能者の1回以上の就業履歴が蓄積されている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

チェック数： _____ () / 8 (5)

【以下は発注者が判定】

合否 ： 合格 ・ 不合格

